

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 消費税及び地方消費税更正処分取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成27年2月24日棄却・不受理・確定

（控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年3月16日判決、本資料262号－59・順号11909）

（第一審・京都地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年4月28日判決、本資料261号－89・順号11679）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号消費税及び地方消費税更正処分取消請求事件について、同裁判所が平成24年3月16日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成27年2月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 木内 道祥

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 山崎 敏充

当事者目録

上告人兼申立人	A会
同代表者会長	X
同訴訟代理人弁護士	塚本 誠一
	水野 武夫
	山村 忠夫
	谷口 忠武
	松浦 正弘
	山名 隆男
	三重 利典
	藤田 正樹
	浜垣 真也
	森田 雅之
	川口 直也
	田辺 保雄
	田中 茂
	長野 浩三
	石川 泰久
	矢野 計介
	四方 奨
	宮崎 純一
	戸田 洋平
	山本 洋一郎 ほか
同補佐人税理士	久保田 博之
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	武藤 政男